

社会福祉法人誠心会

平成21年2月7日(土) スパリゾートハワイアンズ「ラビーター」にて、県内外の施設関係者、役所関係者、保護者など、昨年開催の同セミナー参加人数を超える200名以上の参加のもと、昨年同様「障害者自立支援法の到達点を予測する」をテーマに講演会を開催しました。

理事長、共催のいわき市長 榎田一男様よりご挨拶があり、衆議院議員 吉野正芳様にご祝辞を頂きました。多くの方々を支えられ、この講演会が無事に開催されましたことを心から感謝申し上げます。この場を借りて御礼申し上げます。*以下に講演会内容をご紹介します。

演題「障害者自立支援法の到達点を予測する」

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部
障害福祉課長 藤井 康弘氏

《障害者自立支援法の見直しについて》 ◎社会保険審議会障害者部会・報告概要

障害者自立支援法施行後3年の見直しで対応すべき事項、及び今後更に検討していかなければならない事項について取りまとめ、今後とも、実施状況や取り巻く環境の変化を踏まえて見直ししていく見直しに当たっての視点は以下の4点である。①障害者にとってよりよい制度となるかどうかという「当事者中心に考えるべき」という視点②障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという基本理念の下「障害者の自立を更に支援していく」という視点③安定的なサービス提供体制の確保という観点も考慮しながら、不

地域生活相談室せんとらる主催セミナー

都合については改善を図り「現場の実態を踏まえて見直ししていく」という視点④障害者の自立を国民皆で支え、共生社会を実現していくために「広く国民の理解を得ながら進めていく」という視点」の4点である。

◎具体的な内容
1、相談支援
○地域の相談支援体制の強化や質の向上。相談支援の拠点機能の設置。
○サービス利用計画作成の対象者をすべての障害者に拡大するとともに、ケアマネジメントに基づいて市町村が支給決定する仕組みを導入。
○自立支援協議会の法律上の位置付けを明確化

2、地域における自立した生活のための支援
①地域での生活支援
○地域移行に向けた計画的な支援を充実するとともに、地域生活移行を支援するために、緊急時に対応できる24時間のサポート体制を充実。
○グループホーム等について、夜間支援体制を充実。身体障害者を対象に。
②就労支援
○就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実、工賃増進計画の推進、官公需の優先発注等により、障害者の就労を推進。
③所得保障
○障害基礎年金の水準の引き上げ等については、社会保障制度全般の議論との整合性や財源の確保なども含め、検討すべき。
○住宅費は、高齢者や母子施策との整理も必要であり十分な検討が必要。他方、地域移行という観点から必要となる費用の支援

3、障害児支援
○障害児の施設は、多様な障害の子どもを受け入れられるよう一元化するともに、保育所等への巡回支援の機能を充実。
○放課後や夏休みの支援のため「放課後型のデイサービス事業」を実施
○入所施設について、満18歳以降は障害者施策で対応するように見直し。支援の継続性や、重症心身障害児・者の児者一貫した支援に十分に配慮。

4、障害者の範囲
○発達障害や高次脳機能障害が、法の対象に含まれることを明確化。
○難病等への支援をどのような制度体系で行うかは、今後更に検討。

5、利用者負担
○利用者負担の在り方は様々な意見があり、今後とも更に検討が必要だが、現在の利用者負担の仕組みについて、所得に応じてきめ細やかな軽減措置が講じられていくことについて、国民に明確にしていくことが必要。
○特別対策等による負担軽減は、平成21年4月以降も更に継続して実施。

○障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して軽減する制度を検討。自立支援医療との合算は、医療保険制度との関係等を含め、今後更に検討。
○心身障害者扶養共済給付金の収入認定時の取扱いや、利用者負担軽減の際の資産要件の見直し等について、検討が必要。

6、報酬
○障害福祉サービスの室の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定等のため、平成21年4月に報酬改定を実施。

7、個別論点
①サービス体系
○「日払い方式」を維持しつつ、事業者の安定的な運営が可能となるよう報酬を見直し。利用者が欠席した場合等においても体制を整えていることなどにも着目して、報酬改定等において必要な措置。
○旧体系の施設が新体系へ移行する際、安定的に運営できるように、報酬改定等において更に配慮。
②障害程度区分
○身体障害、知的障害、精神障害を各々の特性を反映するよう抜本的に見直し。実際に行われていた支援の実態に関する調査を早急に進めよう。
○障害者支援施設の入所の要件について、重度の者という基本的考えを維持しつつ、障害程度区分が低い者であってもケアホーム等での受入れが直ちに困難な者は、一定の要件の下で困難でなくなるようにすべき。
○旧法の施設に入所していた者の継続入所は、平成24年4月以降も継続。

○訪問系サービスの国庫負担基準は区分間合算とともに継続しつつ、重度の者に配慮しながら額の見直し。小規模な市町村への財政的

な支援を検討。
③地域生活支援事業(統合補助金)
○重度の視覚障害者の移動支援などを、自立支援給付とすることを検討。
○小規模作業所の移行のため、地域活動支援センターについて、より少人数での活動形態を検討すべき。
④サービス基盤の整備
○福祉人材確保指針に基づく取組みを進めるとともに、適切な給与水準を確保するため、適切な報酬を設定。
○中山間地帯等のサービスを確保するため、報酬上の加算措置、多機能型事業所の人数要件の緩和、小規模施設への配慮を検討。
⑤虐待防止・権利擁護
○障害者の虐待防止について、現行法に基づく取組みとともに、虐待防止法制を検討。
○「成年後見制度利用支援事業」等の活用を進める。
⑥精神保健福祉施策
○精神科救急医療体制や、市町村保健所、精神保健福祉センターの相談支援体制を充実。精神保健福祉士の養成の在り方等を見直し。
⑦その他
○障害者の権利に関する条約の批准に向けて検討が進められるべき。

《講演会を終えて》
講演後、参加された事業所、行政、保護者等、沢山の方々から質疑がありました。講師の藤井課長には、沢山の障害者福祉の現場の声を聞いていただき、今後の施策に反映していただきたいとお言葉をいただきました。今回のような、現場の声を届けられる機会を設ける事ができ、生の声を伝えることができた事は大きな収穫でした。この講演を通して、今後の支援の一助にしたいと思っております。

